

第7章 保存管理

第1節 保存管理の方向性

第5章で示した保存管理の現状と課題、第6章第2節1で示した基本方針を踏まえ、保存管理の方向性を以下に示す。

1 本質的価値をより向上するための継続的な調査研究

横須賀城跡の発掘調査について、三の丸、西櫓は、平成14(2002)年度、平成15(2003)年度、令和3(2021)年度に史跡整備に伴う発掘調査を実施しているものの、まだ追加の発掘調査が必要な状況である。

二の丸・西外堀、南外堀は史跡指定前の発掘調査や現状変更に伴う確認調査が行われているものの、史跡整備に伴う発掘調査は未実施である。また、横須賀城に関する歴史資料、絵図資料の整理もまだまだ不十分な状況であり、今後も継続的な調査研究が必要である。

史跡の調査研究は、周囲の文化財の調査研究等も参照しつつ、情報をアップデートしながら継続して検討していくことが望ましい。史跡の本質的価値である遺構群の恒久的な保存における基礎的作業と位置付け、調査研究成果に基づいた適切な保存管理を行う。また、調査研究成果は書籍等の刊行物、WEB媒体を活用して積極的に公表することに努める。

2 現状変更の取扱い基準の設定

横須賀城跡の本質的価値の根幹をなす遺構群を確実に保存し、適切に管理するため、現状変更の基準を定める。史跡と地域住民の諸活動との共存を目指し、地域社会にとって必要な現状変更の取扱い基準を定める。

3 円滑な指定地の管理

史跡指定地の管理については、土地所有者や地域住民との合意形成を図りつつ、官民協働で史跡の保存管理に努める。また、公有地内に史跡の保存活用とは直接関係のない工作物等が設置又は放置されているため、今後の利活用を踏まえた上で撤去も検討する。

4 史跡を取り巻く自然環境や景観の保全

横須賀城跡は平山城であり、その機能は立地する自然環境に大きく左右される。遺構等の本質的価値の保存を図り、来城者の理解を助けるために史跡を取り巻く自然環境や景観を保全する取り組みを進める。

5 防災対策に重点を置いた保存管理

令和4(2022)年度、令和6(2024)年度には、豪雨によって本丸・西の丸の斜面が崩落する災害が発生しており、防災対策に重点を置いた保存管理についても検討が急務である。台風、大雨、地震、津波といった自然災害で起きうる被害を想定した防災対策の検討と対策を進める。

第2節 保存管理の区域と方法

1 保存管理の地域区分

対象範囲を4つに分け、それぞれの区域の特徴に合わせた適切な保存管理を実施する。なお、昭和58(1983)年度に策定した『保存管理計画』の理念に鑑みて区分の大枠は踏襲し、旧B、C地区で既に公有化が図られた箇所については、新A地区に編入する。

また、旧A、B、C地区にまたがっていた道路、水路については新D地区として新たに区分を設定する。保存管理の地域区分については、表7-1、図7-2に整理したとおりである。

表7-1 保存管理の地域区分

新管理区分	旧管理区分	区域
A	旧A地区	本丸、西の丸、北の丸、二の丸、三の丸、松尾山、敵さい山、東外堀・西外堀・南外堀・北外堀、西大手の一部
B	旧B地区	南外堀の一部
C	旧C地区	二の丸・三の丸・東外堀・西外堀・南外堀の一部、東大手門
D	旧A・B・C地区	本丸・西の丸・二の丸・東大手門・西外堀・北外堀・南外堀の一部

2 地域区分ごとの保存管理の手法

(1) A地区

大部分が公有化されている箇所であり、横須賀城跡の本質的価値を構成する地形・地質・遺構が存在している範囲である。地形・地質・遺構の保存を前提に活用を進めていく区域である。発掘調査が未実施の地点の発掘調査を進め、横須賀城跡の構造を明らかにし、史跡の横須賀城跡の本質的価値の向上を図る。民有地については、土地所有者の要望に応じて将来的な公有化を検討する。

ア 地形・地質（〔a〕本質的価値を構成する要素）

横須賀城跡が立地する地形・地質は現状を維持する。防災上の措置が必要となった場合は、維持の措置をとるとともに、本格的な復旧を行う場合は史跡の景観に配慮した工法を取る。また、除草、樹木伐採等の植生の管理を継続的に進める。

イ 遺構（〔a〕本質的価値を構成する要素）

遺構は現状を保存する。史跡整備事業の際は盛土によって遺構を保存する。また、張芝、植栽等の維持管理を適切に行う。

ウ〔b-1〕史跡に関連する要素

米倉跡にある西尾氏の火消し紋である七宝文がかたどられたたたき製防火水槽が該当する。基本的には現状を維持し、将来的に適切な保存措置を検討する。

エ〔b-2〕史跡の保存活用に有効な要素

史跡の保存活用に必要な復元石垣、遺構の平面表示、植栽、便益施設等は、日常的な維持管理を行い、老朽化やき損があった場合は修復、再設置も検討する。その際は地下遺構の保存を原則とし、史跡の景観に配慮したものとする。

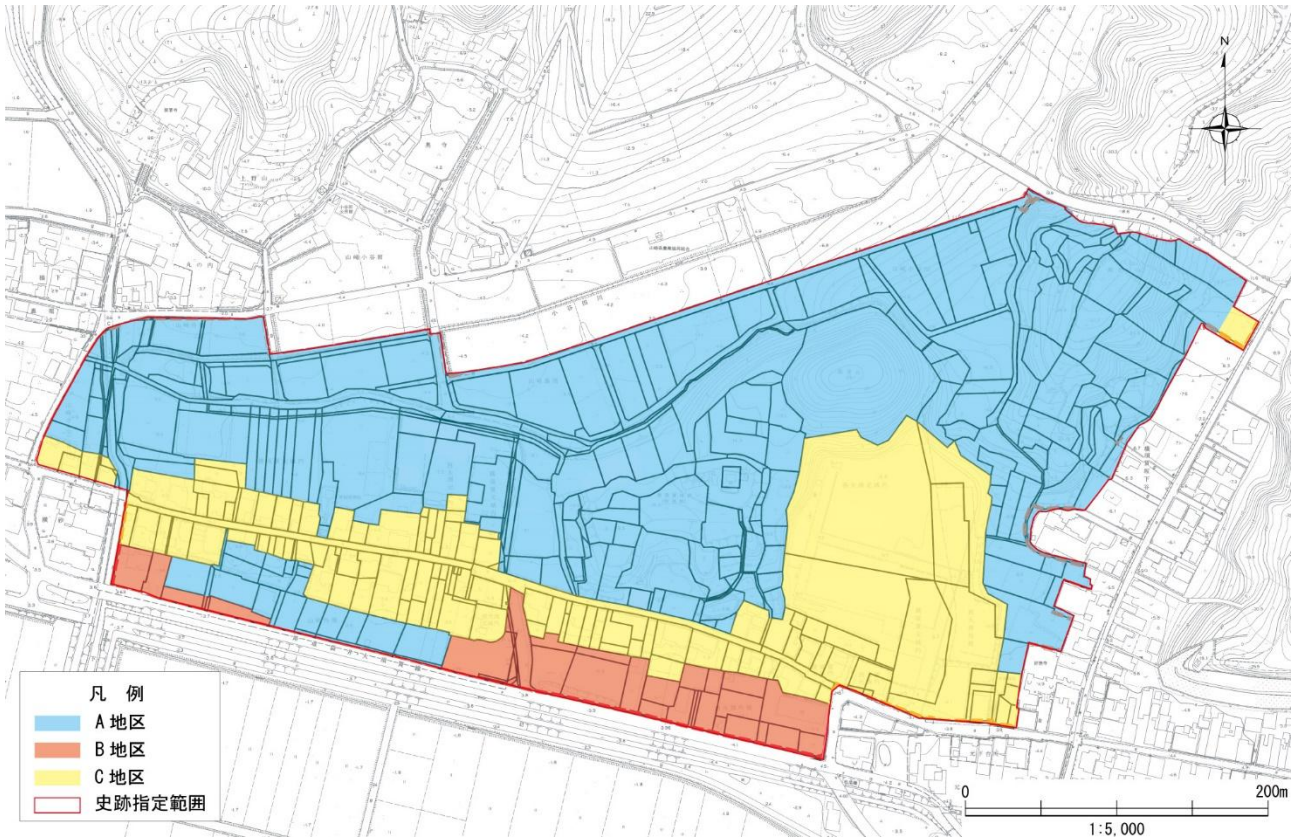


図 7-1 史跡横須賀城跡における旧保存管理地域区分

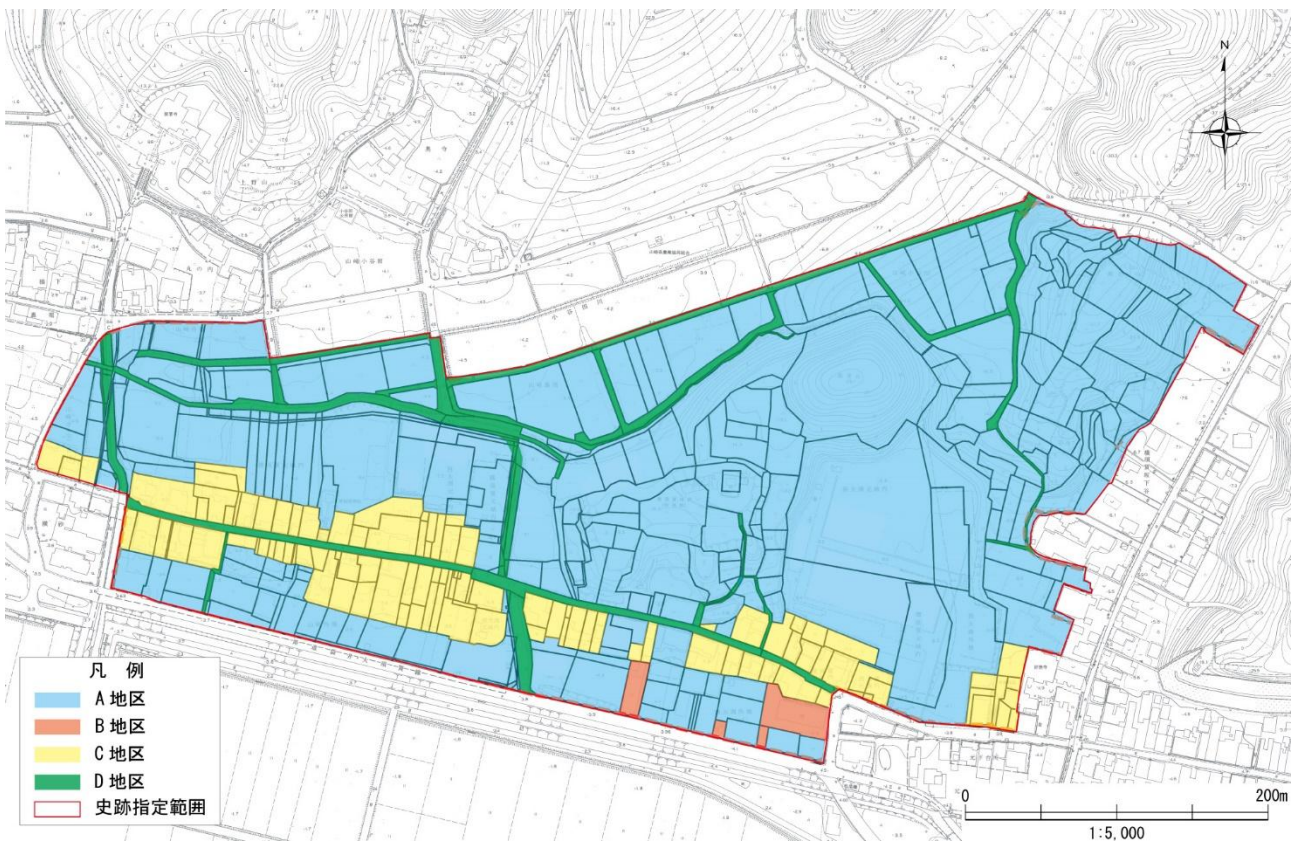


図 7-2 史跡横須賀城跡における新保存管理地域区分

オ〔b-3〕その他の要素

特に第4章第3節の図4-7で示した史跡の保存活用とは直接関連の無い工作物等については、史跡の本質的価値を阻害し、景観にそぐわないものについては、今後の利活用を踏まえた上で撤去も検討する。

(2) B地区

全て民有地であり、既に宅地化されている範囲である。横須賀城跡の本質的価値を構成する遺構が部分的に残存している箇所もある。民有地の現状変更に伴う確認調査において遺構が発見された場合は、史跡と地域住民の諸活動との共存を目指し、地域社会にとって必要な保存の措置を講じるものとする。また、土地所有者の要望に応じて将来的な公有化を検討する。

(3) C地区

全て民有地であり、既に宅地化されている範囲である。宅地開発によって既に滅失している箇所もあるが、横須賀城跡の本質的価値を構成する遺構が部分的に残存している箇所もある。民有地の現状変更に伴う確認調査において遺構が発見された場合は、史跡と地域住民の諸活動との共存を目指し、地域社会にとって必要な保存の措置を講じるものとする。また、土地所有者の要望に応じて将来的な公有地化を検討する。

(4) D地区

全て公有地であるが、既に道路・水路として供されている範囲である。地域住民の利益に供する公共・公益上必要なものであり、開発等の現状変更に伴う確認調査において遺構が発見された場合は、史跡と地域社会との共存を目指し、地域社会にとって必要な保存の措置を講じるものとする。

第3節 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱い方針及び基準

1 現状変更等の対象行為

「文化財保護法」（以下、「法」という。）第125条の規定に基づき、史跡指定地においては、「現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為」（以下、「現状変更等」という。）については、文化庁長官の許可を得る必要がある。

「ただし、現状変更等については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない」とされている。また、法第184条第1項第2号の規定に基づき、現状変更等のうち一部については、都道府県・市に許可の権限が委譲され、その範囲が文化財保護法施行令（以下、「施行令」という。）第5条第4項第1号に示されている。この基準に基づく現状変更等許可の具体的な取扱い基準は、法施行令第5条第4項第1号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準が定められている。なお、本内容については第3節2に記載する。

（1）現状変更等の内容

現状を変更する行為とは、現状の変更を伴う一切の行為を指す。横須賀城跡において想定される現状変更行為には、土地所有者・史跡の管理者等が史跡指定地内で行う以下の行為がある。

【史跡の保存活用に関する行為】

- ・発掘調査等の各種調査、史跡の保存管理・活用・整備にかかわる行為

【その他の行為】

- ・建築物の新築、増築、改築、改修、除却
- ・工作物の設置、改修、除却
- ・地下埋設物の設置、改修
- ・道路・水路の舗装・修繕
- ・土地の掘削、切土・盛土等の土地の形状の変更
- ・立竹木の伐採

（2）掛川市が許可の事務を行うもの

法施行令第5条第4項第1号の規定に定められた以下のものについては、掛川市がその事務を行う。

ア 掘削を伴わない小規模建築物の新築、増築、改築

階数2以下で、かつ地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物で、建築面積が120㎡以下であり、2年以内の期間を限って設置されるものに限る。

イ 工作物の設置・改修・除却

土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないもので、改修の場合は設置から50年を経過していないものに限る。

ウ 道路の舗装・修繕

土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。

エ 史跡の管理に必要な施設の設置、改修

法第115条第1項に規定する、史跡の管理に必要な標識、説明板（解説板、案内板）、境界標、囲いそ

の他の施設が対象となる。

オ 電柱、電線、ガス管、水道管、下水道管その他これらに類する工作物の設置、改修

設置の際に土地の掘削が伴い、かつその範囲が既存の掘削範囲を超える場合は文化庁長官の許可が必要となる。

カ 建築物等の除却

建築又は設置から50年以上経過していない建築物等（建築物、その他の工作物）に限る。

キ 木竹の伐採

遺構保存や景観保全に必要な竹木の伐採。ただし、伐根は除く。

ク 史跡の保存のために必要な試験材料の採取

重要遺構の年代や性格を把握するために必要な自然科学分析調査や史跡整備の設計・施工に必要な地盤調査等が対象となる。

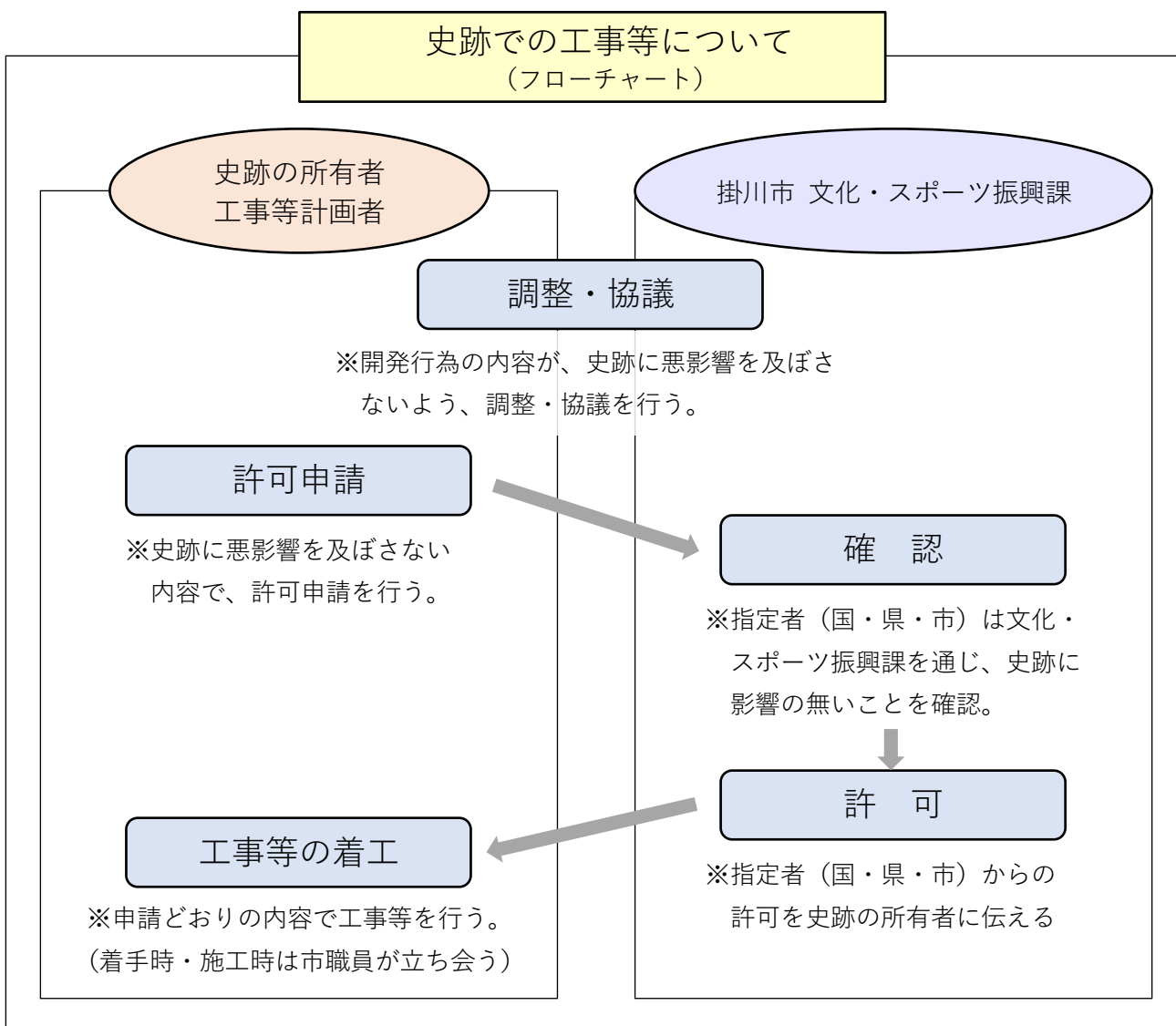


図 7-3 史跡の現状変更フローチャート

(3) 現状変更等の許可を要しないもの

法 125 条第 1 項のただし書きにより「維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合」は許可を要しないとされている。

ア 維持の措置

「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」第 4 条に定められた以下の場合に該当するもの。

- ・ 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡をその指定当時の原状に復するとき。
- ・ 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急措置をするとき。
- ・ 史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

イ 非常災害のために必要な応急措置

風水害、地震等により被害のあった場合や明らかに被害が予想される場合における被害の未然防止、拡大防止のための応急措置。遺構の養生のための措置や倒壊した工作物、木枝等の除去等を想定することができる。

ウ 保存への影響が軽微である行為

- ・ 土地所有者、公共施設等の管理者が土地等を一定の状況に維持するために必要不可欠な管理行為。
- ・ 史跡の周知、普及等のために管理運営の一環として行うイベント等の行催事や指定地内の土地所有者である団体等の行事に伴う仮設物の設置。ただし、仮設物については地形の改変を伴わないこと、火器を用いないことを前提とする。

(4) 現状変更を許可できない場合

「文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからりまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について（平成 12 年 4 月 28 日文部大臣裁定）」には、以下の項目に該当する場合は現状変更を許可できないとしている。

- ・ 史跡名勝天然記念物の適切な保存管理のために策定された「保存管理計画」に定められた保存管理の基準に反する場合。
- ・ 史跡名勝天然記念物の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合。
- ・ 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合。

2 現状変更等の取扱い基準

(1) 現状変更等の取扱い原則

- ・ 史跡指定地内で行う必然性があること。
- ・ 史跡の本質的価値に影響を及ぼさないこと。
- ・ 史跡の景観の保全に配慮されていること。
- ・ 地形の変更及び行為の規模が必要最小限であること
- ・ 発掘調査等の各種調査成果を十分踏まえたものであること。

(2) 地区別現状変更等の取扱い基準

【A 地区】

ア 各種調査

調査の目的が史跡の保存管理・活用・整備を行う上で必要なものであれば、範囲を必要最小限にとどめて認める。

イ 史跡整備に伴う復元、修復

各種調査の成果に基づいたもので、整備委員会による指導を得たものについては認める。

ウ 史跡整備以外の地形の改変

原則認めないが、地形及び遺構の保護及び史跡の整備等の保存活用のために必要なもので、史跡や景観への影響が必要最小限であるものは認める。

エ 建築物の新築、改築、増築、除却

史跡の保存活用を目的としたもの以外の新築は、原則認めない。ただし、既存建築物の同位置、同規模の改築は、国・県と協議し判断する。また、除却は、地下遺構への影響を最小限にするように配慮したものについては認める。

オ 工作物の新設、改修、除却

史跡の保存活用を目的としたもの以外の新設は、原則として認めない。既設工作物の改修、除却のうち、地下遺構に影響を及ぼさない場合は認める。

カ 地下埋設物の新設・改修・除却

原則として新設は認めない。ただし、公共・公益上必要な地下埋設物の改修及び除去、史跡の保存活用を目的とする新設は地下遺構に影響を及ぼさないよう配慮したものに限り認める。

キ 道路・水路の新設・改修・除却

史跡の保存活用を目的としたもの以外の新設は、原則として認めない。ただし、既設構造物の改修、除却のうち、地下遺構に影響を及ぼさない場合は認める。

ク 木竹（果樹を含む）の植栽・伐採・伐根・日常の維持管理

新規植栽は、史跡の保存活用を目的としたもの以外は原則として認めない。また、植物の根が地下遺構に影響を及ぼす可能性がある場合は許可しない。

伐採・伐根は遺構保存と史跡としての景観に配慮したと判断される場合に限り許可する。また、日常的な維持の措置（枯損木・倒木処理、支障枝剪定、草刈、落葉処理等）については認める。

【B 地区】

ア 各種調査

調査の目的が史跡の保存管理・活用・整備を行う上で必要なものであれば、範囲を必要最小限にとどめて認める。

イ 史跡整備以外の地形の改変

原則認めないが、地形及び遺構の保護及び史跡の整備等の保存活用のために必要なもので、史跡や景観への影響が必要最小限であるものは認める。

ウ 建築物の新築、改築、増築、除却

史跡の保存活用を目的としたもの以外の新築は、原則認めない。ただし、住民生活・農林業その他の生業を行う上で不可欠な施設の新築、改築、増築等は、事前に発掘調査を行い、地下遺構の保存を図った上で認める。除却は、地下遺構への影響を最小限に配慮したものについては認める。

表 7-2 現状変更の取扱い一覧

種別	具体例	行為	許可者	
史跡の 保存・活用に 関する行為	史跡整備や学術調査のための発掘調査		国	
	史跡の保存のために必要な試験材料の採取		市	
	標識、説明板（解説板、案内板） 等の工作物	設置、改修（土地の形状変更を伴わないもの）	市	
		土地の形状変更を伴わない維持管理	不要	
	史跡の保存活用を目的とした施設		国	
	土地の形状変更を伴う整備		国	
その他の 行為	建築物	新築、改築、増築	国	
		個人住宅、公共施設等	除却（建築から50年を経過したもの）	国
		除却（建築から50年を経過していないもの）	市	
		小規模建築物（掘削を伴わない、 2階建て以下、木造又は鉄骨造、 120㎡以下、2年以内）	新築、改築、増築	市
		土地の形状変更を伴わない建造物等の維持管理	不要	
	工作物	看板、電柱、電灯 その他電気設備、柵・塀・物置等	設置（土地の形状変更を伴うもの）	国
			設置（土地の形状変更を伴わないもの）	市
			改修・除却（設置から50年を経過したもの）	国
			改修・除却（設置から50年を経過していないもの）	市
			土地の形状変更を伴わない維持管理	不要
	地下 埋設物	上下水道管、排水溝	新設	国
			改修 （土地の掘削が埋設の際の掘削された範囲を超えないもの）	市
	道路 ・ 水路	道路・水路	舗装・修繕（土地の形状変更を伴うもの）	国
			舗装・修繕（土地の形状変更を伴わないもの）	市
			土地の形状変更を伴わない維持管理	不要
	立竹木	立竹木（果樹を含む）	大規模な伐採 土地の形状変更を伴うもの	国
			上記以外の竹木の伐採	市
			土地の形状変更を伴わない植栽の維持管理 （剪定、枯損木の除去、施肥、薬剤散布等）	不要
	維持の 措置	史跡がき損・衰亡している場合 ・価値に影響を及ぼすことのない現状回復 ・き損・衰亡の拡大を防止するための応急措置 ・復旧が明らかに不可能な部分の除去 （病害虫に罹患した植物の被害拡大防止のための伐採・除去 小規模な土砂流出時の表面の埋め戻し等の現状回復等）		不要
	災害 復旧	風水害、地震等により被害のあつた場合、明らかに被害が予想される場合	被害の拡大防止のための応急措置 （遺構の養生のための措置、倒壊した工作物・木枝等の除去等）	不要
土地の形状変更を伴う災害復旧工事（遺構の復旧工事等）			国	
住民 生活	住民生活、農林業での利用	地下の遺構への影響のない利用	不要	
	地域関係団体の活動等	臨時的で仮設の工作物等の設置	不要	

エ 工作物の新設、改修、除却

史跡の保存活用を目的としたもの以外の新築は、原則認めない。ただし、住民生活・農林業その他の生業を行う上で不可欠な施設の新設は、事前に発掘調査を行い、地下遺構の保存を図った上で認める。既設の工作物の改修・除却に際しては、住民生活・農林業その他の生業を行う上で不可欠で地下遺構に影響を及ぼさない場合は認める。

オ 地下埋設物の新設・改修・除却

原則として新設は認めない。ただし、公共・公益上必要な地下埋設物の改修及び除却、史跡の保存活用を目的とする新設は、地下遺構に影響を及ぼさないよう配慮したものに限り認める。

カ 道路・水路の新設・改修・除却

原則として新設は認めない。ただし、既設構造物の改修・除却のうち、地下遺構に影響を及ぼさない場合は認める。

キ 木竹（果樹を含む）の植栽・伐採・伐根・日常の維持管理

新規植栽は、史跡の保存活用を目的としたもの以外は原則として認めない。また、植物の根が地下遺構に影響を及ぼす可能性がある場合は許可しない。

伐採・伐根は遺構保存と史跡としての景観に配慮したと判断される場合に限り許可する。また、日常的な維持の措置（枯損木・倒木処理、支障枝剪定、草刈、落葉処理等）については認める。

【C地区】**ア 各種調査**

調査の目的が史跡の保存管理・活用・整備を行う上で必要なものであれば、範囲を必要最小限にとどめて認める。

イ 史跡整備以外の地形の改変

原則認めないが、地形及び遺構の保護及び史跡の整備等の保存活用のために必要なもので、史跡や景観への影響が必要最小限であるものは認める。

ウ 建築物の新築、改築、増築、除却

住民生活・農林業その他の生業を行う上で不可欠な施設の新築、改築、増築等は、事前に発掘調査を行い、地下遺構の保存を図った上で認める。除却は、地下遺構への影響を最小限に配慮したものについては認める。

エ 工作物の新設、改修、除却

住民生活・農林業その他の生業を行う上で不可欠な施設の新設は、事前に発掘調査を行い、地下遺構の保存を図った上で認める。既設の工作物の改修・除却に際しては、住民生活・農林業その他の生業を行う上で不可欠で地下遺構に影響を及ぼさない場合は認める。

オ 地下埋設物の新設・改修・除却

公共・公益上必要な地下埋設物の新設、改修及び除却、史跡の保存活用を目的とする新設は、地下遺構に影響を及ぼさないよう配慮したものに限り認める。

カ 道路・水路の新設・改修・除却

公共・公益上必要な構造物の改修・除却のうち、地下遺構に影響を及ぼさない場合は認める。

キ 木竹（果樹を含む）の植栽・伐採・伐根・日常の維持管理

新規植栽は、史跡の保存活用を目的としたもの、住民生活・農林業その他の生業を行う上で不可欠なもの以外は原則として認めない。また、植物の根が地下遺構に影響を及ぼす可能性がある場合は許可しない。

伐採・伐根は遺構保存と史跡としての景観に配慮したと判断される場合に限り許可する。また、日常的な維持の措置（枯損木・倒木処理、支障枝剪定、草刈、落葉処理等）については認める。

【D地区】

ア 各種調査

道路・水路の維持管理のための補修が発生し、その調査のために地下掘削をする場合、事前の発掘調査又は掛川市担当者の立会いの下、地下遺構の確認を行い、判断する。

イ 史跡の整備に伴う復元、修復

管理者との協議の上で内容を検討し、整備委員会による指導を得たものについては認める。

ウ 史跡整備以外の地形の改変

原則認めないが、遺構の保護及び史跡の整備等の保存活用のために必要なもので、史跡や景観への影響が必要最小限であるものは認める。

エ 工作物の新設、改修、除却

道路・水路の維持管理に必要で、史跡への影響がないものについては認める。

オ 地下埋設物の新設・改修・除却

原則として新設は認めないが、周辺環境の維持管理に必要であり、現状の規模を超えず史跡への影響が必要最小限にあるものについては、掛川市担当者の立会いの下、地下遺構の確認を行い、判断する。

第4節 史跡の植生管理

史跡の地域区分のうち、既に公有地化されている A 地区の保存管理と活用方針に応じた植生管理の方針を示す。なお今後は、樹木調査を実施して、詳細な植生管理について検討する必要がある。

- ・ A 地区（特に本丸、北の丸の東、西、北側斜面や松尾山周辺）において、遺構の保存や理解に影響を及ぼす恐れのある樹木・植栽、民有地に重大な影響を与えている樹木、来城者にとって危険な樹木、枯損木等は、第9章第3節に示す景観整備の方針を踏まえた必要性や第8章第2節に示す動線、園路を踏まえた安全性を十分に考慮した上で、伐採、剪定、枝打ち等を行う。
- ・ 二の丸南側の土塁、二の丸北側の堀斜面、大堀切といった史跡の本質的価値の理解に資する箇所を中心として草刈り等の日頃の維持管理を通して、史跡の公開に努める。
- ・ A 地区の植生管理については、業務委託による草刈り業務を始め、地元団体やボランティア等の協力も得つつ定期的を実施し、史跡の理解を妨げることのないように努める。
- ・ 二の丸や北外堀等の民有地に隣接する箇所の管理については、地域住民の諸活動に影響が及ばないように十分に配慮の上、実施するものとする。
- ・ 樹木や草木については、遺構や景観等の影響を及ぼすことから新たな植樹等は原則行わないが、調査研究によって過去の植生復元が行える等の整備に関わるもの、又は遺構の保存や来城者の安全のために必要なものについてはこの限りではない。

第5節 埋蔵文化財包蔵地の取扱い

横須賀城跡の東外堀、南外堀の一部のうち、史跡指定地外の部分は周知の埋蔵文化財包蔵地の「横須賀城跡」として登録されている。現在のところ遺構・遺物は確認されていないが、史跡との緩衝地帯との認識に基づき、埋蔵文化財包蔵地内の掘削を伴う工事は、法第93条、第94条に基づいて遺跡の保護に努める。仮に横須賀城跡に関連する遺構の発見があった場合、埋蔵文化財の取扱いについて関係機関と調整し、保存の措置を検討する。

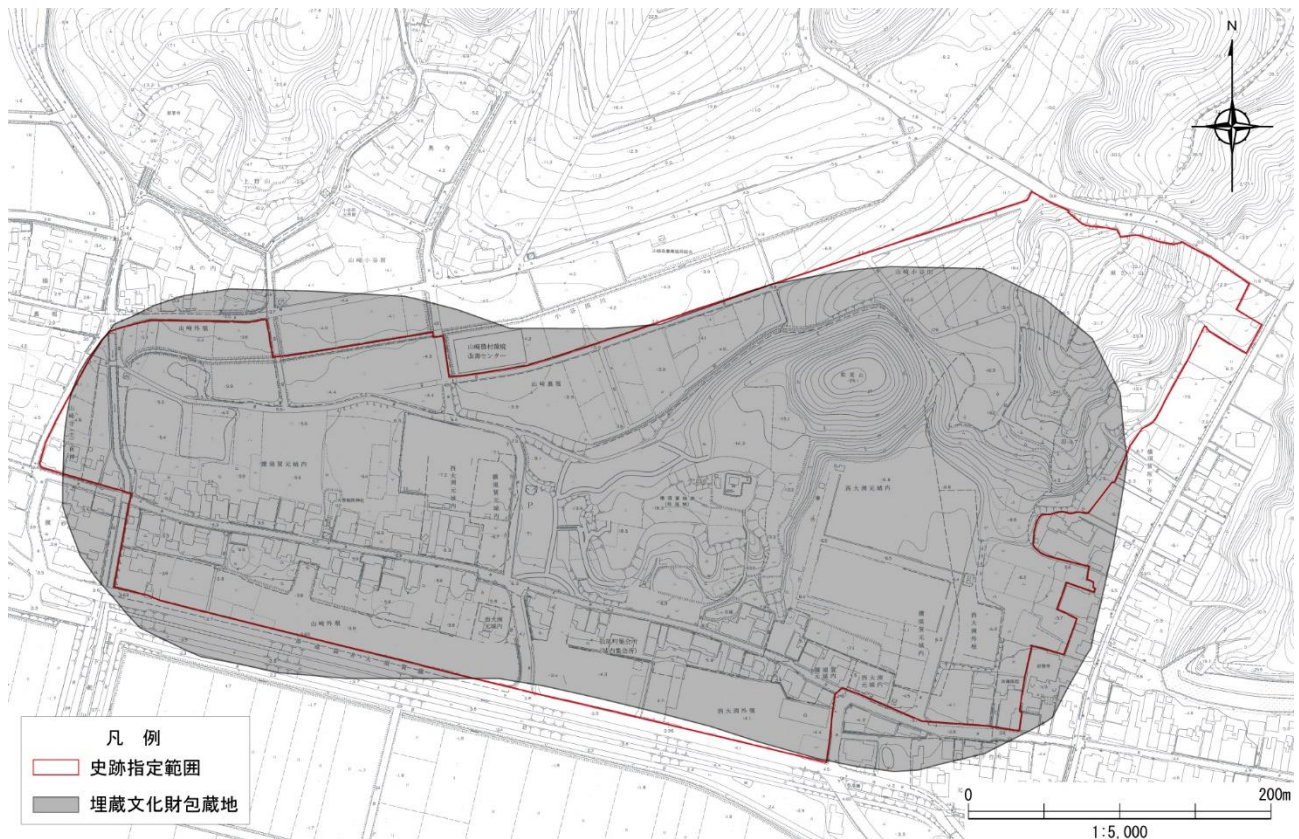


図7-4 横須賀城跡の埋蔵文化財包蔵地の範囲

第6節 史跡の公有化と追加指定

現在の史跡指定範囲は城郭の主要範囲をほぼ網羅しており、この範囲内の公有化は約78.5%完了している。今後は、土地所有者の要望に応じて公有化を検討する。現在B地区、C地区に区分される土地を公有化した場合は、A地区に編入する。

なお、第7章第5節で示した周知の埋蔵文化財包蔵地内のうち、東大手門、南外堀の一部が史跡に指定されていない箇所がある。今後は、史跡の本質的価値に資する遺構等が発見され、かつ遺構の現地保存が必要と判断された場合は、土地所有者の合意のもと追加指定も検討する。

第7節 史跡の防災計画

1 平常時の防災対策

(1) 文化財に関わる情報の整理と把握

史跡に関する関係者、防災設備、施設、組織等の情報をとりまとめて保管し、関係各者が非常時に把握できるようにしておく。

(2) 日常的な点検や記録の実施

定期的な巡回を実施し、土砂の崩落の恐れのある斜面や石垣などの危険箇所の抽出し、確認を行う。

(3) 災害の予防対策の実施

ア 台風・集中豪雨・強風・地震

定期的な巡回により崩落等が予見される地点については、崩落防止対策や注意喚起等を講じる。

イ 倒木

枯損木等は、第7章第4節の方針に従って対応する。

ウ 火事

火事について類焼の原因となる恐れのある工作物や不法に投棄された廃棄物等の撤去を日常的に実施するとともに、景観への配慮を前提として、不法投棄等注意喚起の看板設置を行う。また現在は消火設備等が史跡内に存在しないため、防火訓練の実施等も今後検討する。

エ 動物被害

史跡内では動物による遺構の損傷は現在のところ報告されていないが、周辺ではイノシシ等が確認されているため、今後対策を講じる必要がある。

(4) 危機管理体制の構築

災害発生に備え、掛川市担当職員は静岡県文化財課や消防関係機関、地域防災組織と危機管理体制を検討する。

(5) 安全管理マニュアルの作成

適切な防災措置を講じるために日常的な防災対策や傷病者への応急措置、避難路の確認、誘導方法等を記したマニュアル作成を進める。

2 災害発生時の防災対策

(1) 被害状況の把握と県、文化庁への報告

災害被害によって史跡のき損等を受けた場合、直ちに掛川市担当者が被害状況を把握し、静岡県文化財課を通じて文化庁へ報告を行う。

(2) 応急的な対策

史跡に被害が生じた場合は、被害発生時の現場保存と被害拡大防止に努め、あわせて危険箇所への立入禁止、片付け等を行う。なお、第7章第3節(3)にて記したように維持の措置については現状変更許可を要しないが、き損届の提出を行うと共に、関係機関との対応を協議する。この際、史跡の構造に影響を

与える根本的な復旧工事が必要な場合は、整備委員会の指導を経て現状変更申請を行い、文化庁の許可を得てから復旧する。

(3) 避難地としての利用と今後の課題

史跡指定地内の本丸、三の丸が市の指定した指定緊急避難場所（地震・津波）となっている。災害発生時には史跡への影響を最小限にし、危険箇所への立ち入りを制限した上で、短期間の避難地としての利用も行う。この場合、史跡内には土砂災害特別警戒区域並びに土砂災害警戒区域が存在することから、これら区域へ立ち入らないように史跡指定地内の園路の封鎖等を行う旨、地元防災担当者に危険個所の周知を図る。

また、災害の種類や災害の発生状況によっては、松尾町内の東西南北の移動が物理的に制限される場合もあり、本丸・三の丸への非難が難しい場合も想定される。そのため、二の丸や榊形等、城跡内の複数個所を避難地として検討することも将来的に必要であり、今後は地域住民、地域の関係団体と協議を行う必要がある。

なお、災害に備えて史跡指定地内に照明の設置等も想定されるが、史跡や景観への影響を最小限にとどめることを条件とした現状変更申請許可を検討する。

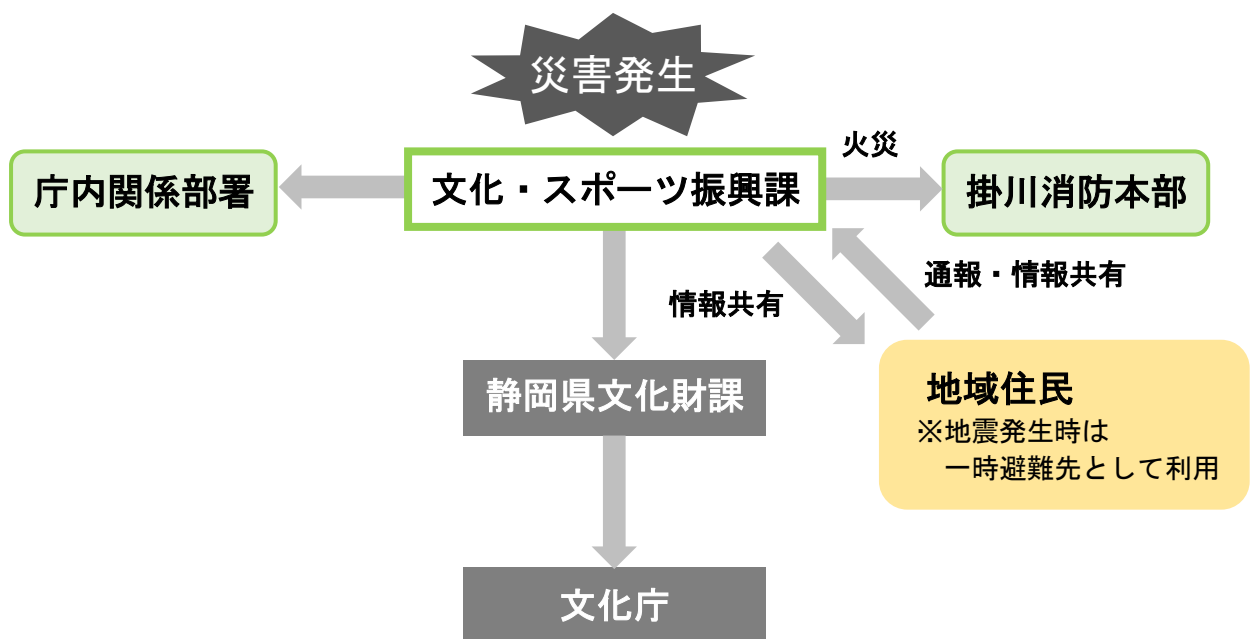


図 7-5 危機管理体制の構築

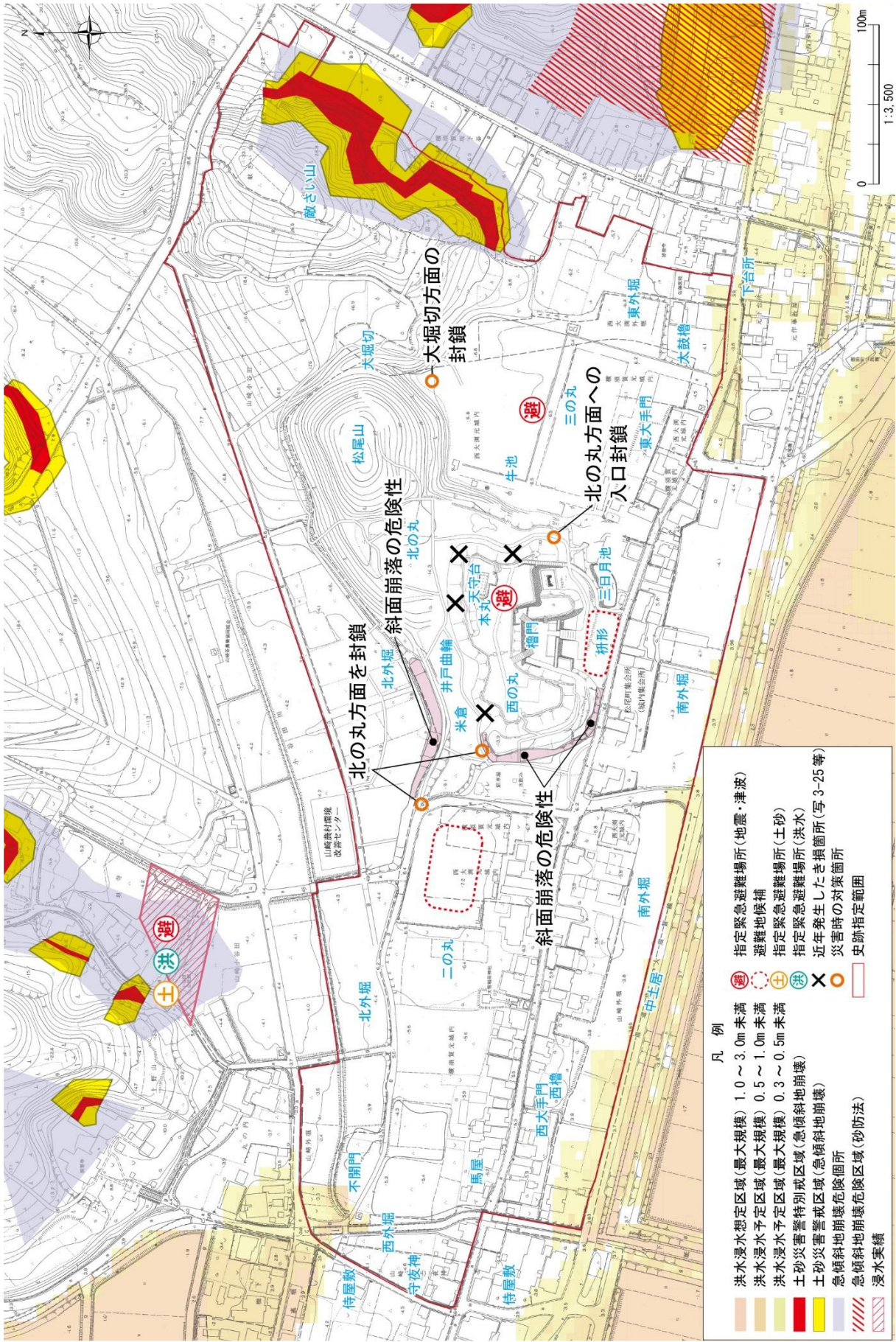


図 7-6 史跡の防災計画検討図